

鳥取県介護職員処遇改善支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県介護職員処遇改善支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、介護職員等を対象に、賃金改善を行う介護サービス事業所又は介護保険施設（介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス）を含む。以下「介護サービス事業所等」という。）に対して、当該賃金改善を行うために必要な経費を支援することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表1の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者であつて、かつ同表の第3欄に掲げる要件を満たす者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表1の第4欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）とする。ただし別表1の第5欄に定める額を交付上限額とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、令和6年4月30日までに行わなければならない。

2 前項の交付申請に当たっては、様式第1号により申請することとし、様式第2-1号、様式第2-2号を添付するものとする。

3 規則第5条第1項第2号に掲げる書類は不要とする。

4 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、令和6年5月31日までにを行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第4項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額を伴う変更

(2) 交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

2 事業の継続を図るために、職員の賃金水準（加算による賃金改善分を除く。）を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、様式第4号により県に届け出ること。

3 変更等の承認は、原則として、変更申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、令和6年10月31日までに行わなければならない。

- 2 前項の実績報告に当たっては、様式第5号により申請することとし、様式第6-1号、様式第6-2号を添付するものとする。
- 3 規則第17条第2項第2号に掲げる書類は、不要とする。
- 4 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 5 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第7号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（補助金の交付の方法）

第8条 県は補助金を、別紙1の表3に掲げる時期に、同表に掲げる額を概算払いの方法により交付するものとする。

- 2 県は、前項の概算払いを行うときは、あらかじめその旨を補助事業者に通知するものとする。
- 3 前項の通知は、県の指定する者が送付する交付額通知により行うこととする。

（証拠書類の保管）

第9条 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

（雑則）

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月19日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

<p>1 補助事業</p>
<p>介護職員処遇改善事業</p>
<p>2 対象事業者</p>
<p>別紙 1 の表 1 に掲げるサービスを実施する県内介護サービス事業所等のうち、以下のすべてを満たすもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付対象期間の各月において、介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「ベースアップ等加算」という。）を算定していること。ただし、ベースアップ等加算の算定に必要な準備・届出等が間に合わない場合に限り、令和 6 年 2・3 月はベースアップ等加算を算定していなくてもよいものとし、令和 6 年 4 月からベースアップ等加算を算定していれば、本事業の対象とする。また、交付申請時点で令和 6 年 5 月までに廃止・休止となることが明らかになっている事業所等は、本事業の対象外とする。 ・令和 6 年 2 月分から次欄に掲げる要件を満たす賃金改善を実施していること（令和 6 年 2 月賃金改善分を同年 3 月分とまとめて支払っている場合も含む。）。 <p>※ 令和 6 年 3 月末で経過措置期間の期限が到来する介護療養型医療施設については、令和 6 年 4 月以降、介護老人保健施設、介護医療院その他の本事業の対象サービスへの移行が決まっている場合に限り、本事業の対象とする。</p> <p>また、介護予防・日常生活支援総合事業については、旧介護予防訪問介護等に相当するサービス（市町村が定める基準であって、介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 6 第 1 号に定める基準に該当する基準に基づき実施されるサービス）に加え、サービス A（市町村が定める基準であって、介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 6 第 2 号に定める基準に該当する基準に基づき実施されるサービス）のうち、市町村においてベースアップ等加算に相当する加算が設けられている場合においても、当該加算を算定している場合に限り、本事業の対象とする。</p>
<p>3 賃金改善の要件</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス事業者等は、本補助金の補助額以上の介護職員等（本事業による賃金改善の対象者は、本事業の対象となる介護サービス事業所等に勤務する介護職員とする。介護サービス事業所等において、介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可能とする。以下同じ。）の賃金（基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。以下同じ。）を含む。）の改善（以下「賃金改善」という。）を実施しなければならない。 ・賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうち対象とする賃金項目を特定した上で行うものとし、この場合、特定した賃金項目を含め、賃金水準（賃金の高さの水準をいう。以下同じ。）を低下させてはならない。また、令和 6 年 6 月以降においても、本事業により講じた賃金改善の水準を維持すること。 ・原則として、介護サービス事業者等は、令和 6 年 2 月分から賃金改善を実施しなければならない。ただし、就業規則・賃金規程等（以下「就業規則等」という。）の改定に時間を要するなど、やむを得ない場合は、同月分を令和 6 年 3 月分とまとめて支払うこととしても差し支えない。 ・また、安定的な処遇改善が重要であることから、基本給による賃金改善が望ましく、本事業による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、令和 6 年 4・5 月分の補助額の 3 分の 2 以上の賃金改善を、基本給又は決まって毎月支払われる手当（以下「基本給等」という。）の引上げにより行うこと。その際、令和 6 年 6 月以降の介護職員処遇改善加算等の制度の見直しによる加算率の引上げを見据え、賃金改善の方法としてはベースアップ（賃金表の改訂により基本給等の水準を一律に引き上げること。以下同じ。）を基本とする。また、事業者等が本補助金による賃金改善の対象とする介護職員・その他の職員について、それぞれの区分毎に、賃金改善額の 3 分の 2 以上を基本給等に充てるよう努めること。なお、基本給等の引上げについては、就業規則等の改訂に時間を要する場合があることを踏まえ、令和 6 年 4 月分からの実施で差し支えないこととしているが、就業規則等の改訂が間に合うのであれば、令和 6 年 2 月分の賃金から、基本給等の引上げに努めること。
<p>4 補助対象経費</p>
<p>介護職員等に対する賃金改善に要した経費（ただし、令和 6 年 2 月分から同年 5 月分の賃金改善に限る。また、介護報酬の月遅れ請求等があった場合、当該請求に係る補助額の支給を最大 2 か月間対応する。この場合、実績報告の時期等は必要に応じて別途定める。）</p>
<p>5 交付上限額</p>

次の式により求められる一月当たりの補助額の、令和6年2月から同年5月までの各月分における額の合計額。

一月当たりの補助額 = $a \times b \times c$ (1円未満の端数切捨て)

a 一月当たりの介護報酬総単位数 (基本報酬サービス費に各種加算減算を加えた単位数をいう。)

b 1単位の単価

c サービス別交付率 (別紙1の表1)

※aについて、令和6年2月分以降の報酬の額に誤りがあり、過誤調整を実施した場合は、当該過誤調整分の単位数を含む(令和6年1月サービス分以前の過誤調整分は含まない。)。また、介護報酬の月遅れ請求等があった場合、当該請求に係る補助額の支給を2か月間対応する。その際、令和6年7月末日までに生じ、令和6年8月10日までに審査支払機関により受け付けられた過誤調整については、補助額に反映させることとする。また、cについて、「2 対象事業者」の要件を満たす介護療養型医療施設については、令和6年2・3月分の補助額は、介護療養型医療施設の総報酬に介護医療院と同じ交付率を乗じた額とし、4・5月分の補助額は移行後のサービスの総報酬に当該サービスの交付率を乗じた額とすることとする。

※1 本事業における賃金改善は、介護報酬における介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算、ベースアップ等加算における賃金改善額には含めないこと。

※2 賃金改善に要する経費には、当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。

※3 補助額は、同一の設置者、事業所が運営する他の介護サービス事業所等(本補助金の対象となっている介護サービス事業所等に限る)における賃金改善に充てることができる。

表 1 介護職員処遇改善支援補助金対象サービス

サービス区分	交付率
訪問介護	1. 2%
夜間対応型訪問介護	1. 2%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1. 2%
(介護予防) 訪問入浴介護	0. 7%
通所介護	0. 7%
地域密着型通所介護	0. 7%
(介護予防) 通所リハビリテーション	0. 6%
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	0. 8%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0. 8%
(介護予防) 認知症対応型通所介護	1. 4%
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	1. 0%
看護小規模多機能型居宅介護	1. 0%
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	1. 3%
介護福祉施設サービス	0. 9%
地域密着型介護老人福祉施設	0. 9%
(介護予防) 短期入所生活介護	0. 9%
介護保健施設サービス	0. 5%
(介護予防) 短期入所療養介護 (老健)	0. 5%
介護医療院サービス	0. 3%
(介護予防) 短期入所療養介護 (病院等・医療院)	0. 3%

注 介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスを行う事業所は、訪問型は訪問介護と、通所型は通所介護と同じとする。

表 2 介護職員処遇改善支援補助金非対象サービス

サービス区分	交付率
(介護予防) 訪問看護、(介護予防) 訪問リハビリテーション、 (介護予防) 福祉用具貸与、特定(介護予防) 福祉用具販売、 (介護予防) 居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援	0%

表 3 概算払交付スケジュール

	交付額	交付時期
1	令和6年2月及び同年3月、同年4月サービス分に係る一月当たりの補助額の合計額	令和6年6月
2	令和6年5月サービス分に係る一月当たりの補助額	令和6年9月

※補助額の介護サービス事業者等に対する支払については、法人ごとに一つの口座に対して行うものとする。その際、振込先口座は、原則として、介護サービス事業者等が鳥取県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に介護給付費等の振込先口座として登録している口座とする。ただし、介護給付費等の債権譲渡行っている事業所が交付対象事業所に含まれる場合は、債権譲渡を行っていない事業所の登録口座または別途県に届け出た口座に支払うこととする。